

第9回 精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会 検討事項

(1) ライフステージに応じた住・生活・活動の支援体系の再編の基本的考え方の検討について
住・生活・活動等の支援体系について、障害者の状態等と社会資源とをどのように結びつけるのか、自立に向けて必要な能力を向上するためにはどのような機能が必要なのかといった視点から、現行の支援体系の再編の在り方について検討する。

5 重度精神障害者を包括的に地域で支える仕組み（第8回検討事項からの継続）

- 精神症状が持続的に不安定な障害者においても、地域における安定した生活という選択肢を確保することができるよう、総合的な支援を包括的に提供できるような基盤整備を進めていく必要がある。
 - ・ 重度の精神障害者に対しては、医療と福祉を合わせた総合的・包括的な支援を提供する仕組みが必要ではないか。
 - ・ 夜間の連絡体制等、状態に応じた適切なケアを利用できれば、重度の精神障害者であってもグループホーム等において、地域での生活が可能ではないか。
 - ・ 現在の精神科救急システムに加え、必要に応じ、短期間家庭から離れてケアを受けられるようなシステムが必要ではないか。

① 精神症状が持続的に不安定な重度精神障害者群の範囲をどのように考えればよいか。例えばG A F（機能の全体的評定）尺度を用いる場合、何点程度とすることが適當か。 → 資料4-1~5頁

② 精神症状が持続的に不安定な重度精神障害者群が地域で生活する上でどのようなサービスパッケージが必要か。 → 資料4-6頁

(2) ケアマネジメント体制の確立（人材養成も含め）の方策の検討について

地域生活を総合的に支援するケアマネジメント体制を制度化するに際し、公的サービスのみならず、就労や教育等の広い分野を対象とするとともに、障害者の状態や支援の必要性に応じた、最も適切なサービスを総合的かつ効率的に提供するといった視点から、ケアマネジメントの体制や人材育成の在り方について整理する。

1 ケアマネジメント体制

- 地域生活を総合的に支援するケアマネジメント体制を制度化することが必要である。この際、ケアマネジメントの範囲としては、重点的に介護を必要とする高齢者と異なり、公的サービスのみならず、就労や教育等の広い分野を対象とする必要がある。
- ケアマネジメント体制については、市町村や地域生活支援センター等相談機能を有する既存の社会資源を活用しつつ、地域性や専門性の高い案件等についても調整機能が発揮されるよう、重層的なものとすべきである。
 - ・ ケアマネジメントを実施するに当たっては、その中立性や公平性を確保するための質の担保が重要ではないか。
 - ・ 都道府県、市町村という行政区域や障害福祉圏域など、それぞれの圏域において、専門性の確保といった点から具体的にどのような体制を整備するか検討が必要ではないか。
 - ・ ケアマネジメント体制を確立するに際しては、効果的、効率的な仕組みとなるような工夫をしつつ、必要な財源確保を進めるべきではないか。

- ① ケアマネジメントを制度化する場合、その範囲は、資料4の1頁に示すとおりで良いか。
→ 資料5-1・2頁
- ② ケアマネジメント体制を重層的なものとするために、それぞれの階層について、どのような機能が必要か。その場合、どのような機関を実施主体として考えることが適當か。
→ 資料5-4頁
- ③ ケアマネジメントの質の担保や中立性・公平性の確保については、どのような仕組みが考えられるか。
→ 資料5-4頁

2 ケアマネジメント等に関する人材の在り方

- ケアマネジメント体制等の確立に際して、資質の高い人材の育成方策を検討すべきである。
 - ・ 専門職においては、当事者が必要となる支援の内容を正しく認識するとともに、当事者と協調しながらケアマネジメントを行えるような人間関係を築けるなどの資質が求められるのではないか。
 - ・ 当事者同士の共通の経験を基盤とする対等な関係において、情報提供と傾聴を中心的に行うことも、当事者のエンパワメントにつながっていくのではないか。

- ① ケアマネジメントに従事する者として、相談支援事業者のスーパーバイズや危機介入的な専門性の高い案件への対応、あるいはソーシャルワーク的な業務や住宅入居支援等のサービス等、階層ごとの機能に応じ、どのような人材（実務経験、講習修了の有無等）が必要か。 → 資料5-4～6頁
- ② ケアマネジメント制度化に当たっては、階層ごとの機能に応じたケアガイドラインを作成・普及させる等の取組が必要ではないか。その場合、現行のケアガイドラインはどの階層の機能に該当するか。 → 資料5-3・4頁